

土地政策の一環として、土地の投機的取得を抑制することを目的とした特別土地保有税が町税として創設されましたので、その概要をお知らせいたします。

一、課税対象と税率

特別土地保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の保有者に対して、昭和四十九年から、毎年その取得価格に対する一・四パーセントの税率を乗じて課税されます。また昭和四十一年七月一日以後における土地の取得に

対して一回だけ三パーセントの税率によって課税されます。しかし、その年度に課税される固定資産税、またはその土地の取得に対し課税される不動産取得税が税額から控除されます。

二、非課税

特別土地保有税は次の土地に對しては課税されません。
① 国、地方公共団体が取得しまたは所有する土地。
② 相続、法人などによる形式

税金のしおり

特別土地保有税について

月一日以後に、
おける
土地の
取得に

有税は、同一町内において、一

月一日前一年以内、または七月

かし、その年度に課税される固定

資産税、またはその土地の取得

に対し課税される不動産取得

税が税額から控除されます。

四、申告納付

特別土地保有税は、次の各号

の別に応じ、それぞれに掲げる

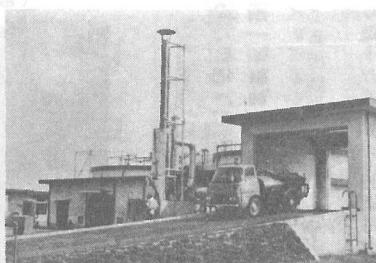
日までに申告納付します。

課税土地の面積が、一万平方メ



シ尿処理場「光分場」が完成

木戸長塚地区に



(長塚に完成したシ尿処理場)

発生の心配はありません。

日の処理能力は五十噸で、旭市新

市、海上町、飯岡町、千潟町、多古町、光町、野榮町）二市六町から排出されるシ尿の処理場「光分

川地区で使用していたものより大

きな汚水は浄化されるので公害

を約二億二千万円で浄化活性汚泥方式

が完成しました。総工費は、

昭和四十四年一月一日以降に

取得した土地（地目に関係ない）

を約一萬平方メートル以上保有

しているもの。また昭和四十八

年七月一日以降約一萬平方メートル以上

の合計面積が、一万平方メートル

に満たない場合は課税されま

せん。

た者が該当することになります

ので実際にはこの税金を納めな

ければならないものは極めて少

ないと予想しております。

なお詳しく述べます。

方は税務課の固定資産税係（有

線二〇五一〇二）におたずね下

さい。

尾、八日市場、旭など（従来八

〇秒ごとに七円のダイヤル通話

となつてゐる区域）をまとめた

一つのグルーピ（八日市場単位

料金区域）に拡大しました。

（）現在の市内通話と市外通話の

区別をなくして、最低の料金を三分までごとに七円としました。

（）七円でかけられる範囲を横芝

ヶ丘（従来の市内通話区域）と松

（四）青電話や大形赤電話からも三分以上継続して通話ができるよ

うにしました。

（五）電話料金の改正

（六）公衆電気通信法の一部改正に伴

い、通話料金の一部を七月二十五

日から、つぎのとおり変更することになりました。

（七）現在の市内通話と市外通話の

区別をなくして、最低の料金を

三分までごとに七円としました。

（八）青電話や大形赤電話からも三分以上継続して通話ができるよ

うにしました。